

自営工事承認申請をされるみなさまへ

「家を新築するので村道のガードレールや縁石を除去したい」「敷地への出入りのために水路に手を加えたい」「村道以外の道路に手を加えたい」等の場合にはこの申請が必要となります。

1. 申請のながれ

承認申請書（様式－１）の提出



許可書が村より発行されます



着手届け（様式－２）の提出



（承認変更申請書（様式－４）の提出（申請内容が変更が生じた場合））



完了届けの提出（様式－３）

2. 添付書類欄について

- ・ 添付した書類は□該当欄にレ印又は■を入れてください。
- ・ 区承諾書（様式－６）はほとんどの場合必要です。
- ・ 隣地承諾書（様式－７）は該当地に隣接する土地の所有者が影響を受ける場合に添付してください。
- ・ 帰属承諾書（様式－５）は村に工事をした工作物等は無償で寄付するときに必要となります。（通常は帰属を受け付けませんので不要です。）承諾がない場合の維持管理は申請者が行います。

3. 提出部数 1部

4. 提出方法 役場建設課へ直接持参をお願いいたします。

- * 一定の施設を設置して継続して使用する場合は占用許可も必要となりますのでお問い合わせ下さい。
- * 役場にも申請書は用意してありますのでご利用下さい。
- * 不明点等はお気軽に白馬村役場建設課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 白馬村役場建設課
電話 0261-72-5000
メール kensetsu@vill.hakuba.lg.jp